

避難行動要支援者名簿 活用の手引き

令和 7 年 1 月

危機管理室 防災・危機管理課

はじめに

平素より北区の防災行政にご協力いただきありがとうございます。

この避難行動要支援者名簿活用の手引きは、甚大な被害が予想される災害時に、地域での具体的な避難行動要支援者（以下要支援者）への支援方法を示したものです。

広範で大きな災害が発生した場合、あるいは、発生するおそれがある場合の行政による対応、特に初動対応には限界があります。そのような場合においては、「自助（自分の身は自分で守る）」や「共助（地域で助けあう）」による対応が重要となりますが、特に自力での避難行動が困難な方にとっては支援がとても大切な問題となります。

そのため、北区では、災害時に自力で避難することが困難な方を登録した「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害に備えた地域の共助の支援体制づくりの一助とすべく、避難支援等関係者に預託しています。

この避難行動要支援者名簿活用の手引きは、避難支援等関係者が災害の発生又は発生のおそれがある際に、「避難行動要支援者名簿」を活用した活動内容について記載しています。また、災害の中でも、区民の皆さまから高い関心が寄せられている震災と水害（河川の氾濫及び土砂災害）に絞り、それぞれまとめています。

また令和5年12月に「北区大規模水害避難行動支援計画」（令和4年12月策定）の内容を反映し、暫定版から正式な「避難行動要支援者名簿活用の手引き」として発行し、さらに令和7年1月に改訂いたしました。

いざというときに迅速かつ円滑に避難行動支援等が行えるよう、また、平時におきましても住民同士の顔の見える関係づくり等でご活用いただければ幸いです。

目次

避難行動要支援者名簿とは	3
これまでの取組みと今後の名簿活用の基本方針	3
名簿の種類について	3
避難行動要支援者名簿の登録要件	4
避難行動要支援者名簿の見方	5
名簿の更新	5
名簿の適正な管理	6
震災・水害共通の活用方法	7
平常時の活用方法	7
発災のおそれ～発災時の活用方法	8
震災時の活用方法	9
平常時の活用方法	9
発災直後の活用方法	9
発災時から避難後の活用方法	10
水害時の活用方法	11
北区大規模水害避難行動支援計画について	11
避難行動要支援者名簿及び活用の手引き（本書）の位置づけ	12
北区大規模水害避難行動支援計画の適用範囲	12
北区大規模水害避難行動支援計画の対象者	12
個別避難計画の概要	13
個別避難計画作成の優先度と作成方針	13
優先度と個別避難計画の作成担当者	13
コミュニティ・タイムライン	14
平常時の活用方法	14
発災のおそれ～発災時の活用方法	16
避難支援の際の服装や持ち物・避難時の持ち物	18
関係機関の連絡先	19
避難所、避難場所について	20
震災時の避難所	20
震災時の避難場所	22
水害時の避難場所	23
用語集	24
Q&A	26

避難行動要支援者名簿とは

■これまでの取組みと今後の名簿活用の基本方針

平成 23 年に発生した東日本大震災では、多くの高齢者や障害のある方などが犠牲になったことから、平成 25 年度に災害対策基本法が改正され、自治体に対し、災害が発生した際に、ご自身の力では安全な場所に避難することが困難な方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。区では平成 29 年度から、「北区避難行動要支援者名簿」を作成し、災害に備えた地域づくりの一助として活用いただけるよう避難支援等関係者の皆さまに配付しています。

名簿は、避難の支援、安否の確認、その他の要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎情報となるものです。台風のように、原因となる自然現象の発生から実際に被害が生じるまでに一定の時間的猶予がある場合は、発生のおそれがある段階で名簿情報に基づき、避難支援等関係者が声掛けなどを行い、要支援者の避難行動を支援することが重要です。

令和 5 年度より、名簿情報を基礎として、要支援者に対する個別避難計画の作成を順次進めています。しかし、個別避難計画作成の同意が得られない場合や、作成途中などの理由で、個別避難計画が未作成な状態で災害に見舞われる可能性があります。そのような場合は、避難支援等関係者による名簿情報を活用した避難支援が行われるよう努めます。

また区は、避難行動要支援者名簿の作成と活用について、北区ホームページへの情報掲載や、チラシの作成及び配布による広報を実施しています。現状、希望による名簿登録を併せて実施していますが、名簿制度について区民に広く周知し、避難に支援が必要な区民が漏れなく名簿に登録されることが重要です。（詳しい登録要件については後述いたします。）

■名簿の種類について

名簿には【平常時】の名簿と【災害時】の名簿の 2 種類があります。

○【平常時】の名簿

要支援者の所在の確認や見守りなどに活用するため、名簿情報を避難支援等関係者〔警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会）、民生・児童委員、高齢者あんしんセンター〕へ提供することに同意した方だけが掲載された名簿です。

平常時に、避難支援等関係者にお渡ししている名簿は、この名簿です。

○【災害時】の名簿

名簿情報の提供に同意していない要支援者の方も含んだ名簿です。平常時は区が毎月更新し保管しており、災害発生時もしくは大規模な災害発生が懸念される際には、避難行動の支援や救助活動等のため、避難支援等関係者に提供することができるようになります。

■避難行動要支援者名簿の登録要件

北区では避難行動要支援者名簿に登録する要件を以下のとおり定めています。

①区が指定する登録者

(以下の条件に該当する方は、自動的に登録されます。)

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳(1・2級及び体幹の3級)の方
- (3) 愛の手帳(1・2度)の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

※自動登録の更新作業は毎月行っています。

②下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず、支援が必要なため、名簿登録を希望される方(①に該当する方は除く)

- (1) 75歳以上の単身世帯もしくは75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (2) 要介護もしくは要支援の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (4) 愛の手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) 難病医療費受給者など、上記に準ずる方

※特別養護老人ホームやグループホーム等の要配慮者利用施設に入所されている方は、対象者の所在が明らかであり、災害発生後についても当該施設内にて対応を図ることが可能なことから、名簿の登録対象者から除かれています。なお、要配慮者利用施設の入所者は、施設で作成する避難確保計画の対象者として、避難の確保を図ることとしています。

■避難行動要支援者名簿の見方

(例) 避難行動要支援者名簿

北区避難行動要支援者名簿

〇〇町会

【緊急連絡先】

3

区指定	氏名	1	〇〇 〇〇	(女)	住所	〇〇1丁目〇番地△号	2	氏名	〇〇 〇〇	登録者との関係	父
	地域振興室	王子	民生委員	000	高齢者あんしんセンター	〇〇〇	付番	00000000	電話(自宅)		FAX
No. 1	自主防	〇〇町会			生年月日	〇〇年 〇〇月 △△日	年齢	〇〇	FAX		住所
	身障手帳	〇	愛の手帳	—	精神手帳	—	電話(自宅)	〇〇-〇〇〇〇-△△△△	電話(携帯)		
同意する	要介護・要支援	—	難病		75歳以上		手帳等詳細				
	特記事項	4						氏名		登録者との関係	
	福祉サービス事業者等					電話番号(事業者番号)		住所			
区指定	氏名	〇〇 〇〇	(男)	住所	〇〇1丁目〇番地△号	氏名	〇〇 〇〇	登録者との関係	成年後見人		
No. 2	地域振興室	王子	民生委員	000	高齢者あんしんセンター	〇〇〇	付番	00000000	電話(自宅)		FAX
	自主防	〇〇町会			生年月日	〇〇年 〇〇月 △△日	年齢	〇〇	FAX		住所
同意する	身障手帳	〇	愛の手帳	〇	精神手帳	〇	電話(自宅)	〇〇-〇〇〇〇-△△△△	電話(携帯)		
	要介護・要支援	〇	難病	〇	75歳以上	〇	手帳等詳細				
	特記事項	リクライニング式車いす使用(介助者必要)						氏名		登録者との関係	
	福祉サービス事業者等					電話番号(事業者番号)		住所			

各項目の概要

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 緊急連絡先
- ④ 特記事項(車いすや白杖を使用しているなどの情報)

名簿は、避難の支援、安否の確認、その他の要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎情報となるものです。

■名簿の更新

要支援者の情報は、北区への転入・北区からの転出・死亡等により、常に変化するものであるため、月に一度、区がデータ上での更新を実施しています。

■名簿の適正な管理

①区の実施事項

区は、要支援者の個人情報に適正に管理する必要があります。情報漏えい防止措置として、東京都北区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳重に管理します。

また、区が避難支援等関係者に名簿を預託した際には、受領書を区へ提出していただくとともに、前年度に預託した名簿は回収します。

②避難支援等関係者の実施事項

避難支援等関係者には、個人情報保護法に沿った「避難行動要支援者名簿」の取り扱いが求められます。つきましては以下のような運用をお願いいたします。

- ◆利用目的の範囲内で名簿を使用する
 - ◆名簿を複製しない
 - ◆避難支援等関係者以外に閲覧をさせない
 - ◆町会・自治会で定めた所定の場所で保管する
 - ◆町会・自治会の許可を得た人のみが取り扱えるようにする
- ※名簿の所持を町会長のみに限定するものではありません。

例) 預託を受けた 3 部を会長・副会長・防災部長で各 1 部保管する→○

名簿を町会・自治会の避難支援等関係者ではない人に提供する→×

- ◆避難支援等関係者以外の目に触れないように保管する
- ◆紛失防止を徹底する

やってはいけないこと(例)

- 名簿をもとに町会への勧誘の電話をかけた。
→利用目的の範囲外となります。
- 町会・自治会の避難支援関係者等から名簿が欲しいと言われたため、コピーして渡した。
→複製しての提供はしないでください。追加で名簿をご希望の場合は北区役所までお問合せください。
- 町会・自治会の方が誰でもすぐに見られるように町会・自治会会館のわかりやすいところに保管している。
→避難支援等関係者以外の目に触れないように保管してください。
- 名簿の使用後、毎回違う場所に保管している。
→所定の場所を決めて、使用後は速やかに戻すようにしてください。
また、施錠可能な場所に保管することを推奨しています。

※紛失したらすぐに防災・危機管理課に報告をしてください。

震災・水害共通の活用方法

■平常時の活用方法

○地域の防災訓練への参加の呼び掛け

- ◆ 災害時のあらゆる活動は、平常時からの地域のつながりがあってこそ、円滑なものとなりますので、日頃から、要支援者に対して、地域の行事や防災訓練への参加を促し、地域との関係づくりを進めましょう。

《訓練の例》

① 要支援者への呼び掛け（震災・水害）

- ・ 災害を想定して、実際に要支援者の自宅を訪問して呼び掛けを行い、家族や支援者等を確認しましょう。

② 避難所運営（震災）

- ・ 避難所において、要支援者が他の避難者と共同で生活を送るために必要な対応等を検討する。

③ 避難場所への移動（水害）

- ・ 地域の人と集合してから避難場所まで一緒に避難してどれくらい時間がかかるか、事前に確認してみましょう。想定する避難経路に障害となる物や要支援者が移動に要する時間を確認することも大事なことです。

○顔の見える関係づくり

- ◆ 避難行動要支援者名簿をもとに、要支援者の所在の確認や見守りなどに活用するとともに、必要に応じて、記載内容の確認や防災意識啓発のために個別訪問等を行うなど、顔の見える関係づくりに活用しましょう。

○支援の必要性が高い要支援者の把握

- ◆ 災害時に特に支援の必要性が高い要支援者を事前に把握しておきましょう。

○事前の話し合いを

- ◆ 町会・自治会や民生・児童委員それぞれで定期的に行われている会議に相互で参加することや地区防災運営協議会等を活用して要支援者の支援分担や、避難時の地域での役割分担などについて、話し合うようにしましょう。

○避難生活への備え

- ◆ 避難生活に備えて、薬や生活必需品等は必ず備えておくように要支援者に話しておきましょう。

※持ち物は P18 参照

○安全な避難先の検討

- ◆ 大勢の人が利用する区の避難所等で要支援者が生活を送ることは、多くの困難を伴う場合があります。いざという際に避難ができる親戚や知人宅（縁故避難先）を事前に決めておくことを呼び掛けましょう。また、平时に利用している介護サービス事業者等があれば、いざという際の避難先について、相談することを勧めましょう。

○支援体制の検討

災害時には、一人の要支援者に対して、なるべく近隣で複数の方々が支援する体制が理想です。可能な範囲で、支援体制をつくる検討を進めましょう。

《支援体制の検討の例》

- ① 町会・自治会と民生委員との協力のあり方について話し合う
- ② 町会の班や組ごとに支援者を決めておく
- ③ 地域を区分し、複数の支援者を決めておく

○平時の見守り活動等の実施検討

支援体制ができれば、平時の見守り活動の内容を検討します。無理をせず、地域の実情に応じて、できることから検討を始めましょう。

《活動内容の検討の例》

- ① 要支援者マップを作製する
- ② 地域内の避難経路を確認する
- ③ 情報伝達訓練（避難訓練への参加を呼び掛ける）
- ④ 安否確認、誘導訓練（車いす、視覚障害者誘導訓練等）



■発災のおそれ～発災時の活用方法

○落ち着いて情報確認

- ◆ 北区では、北区防災ポータル、北区防災アプリ、防災行政無線、ホームページ、北区メールマガジン、緊急速報メール等により区民の皆様には災害に関する情報を発信します。

各町会・自治会には、防災行政無線の戸別受信機を配付しています。災害が起きた場合には情報を確認し、落ち着いて行動してください。

○ご自身とご家族の安全を最優先に

- ◆ 発災時には、自分自身と家族の安全確保を最優先に考えて行動しましょう。その後の活動についても、自分自身と家族の安全確保が前提です。その点をくれぐれも心掛けて行動してください。

震災時の活用方法

■平常時の活用方法

○防災情報の確認

- ◆ 区域の一時（いっとき）集合場所、避難場所、避難所、緊急医療救護所等、災害時に必要と思われる防災情報を確認しておきましょう。避難先となる場所は、区のホームページや北区防災地図で確認をしておきましょう。

■発災直後の活用方法

○まずは、自分と家族の安全を確保しましょう

- ◆ まずは、自らと家族の安全を確保しましょう。その上で、可能な範囲で平常時に準備した「避難行動要支援者名簿」に掲載されている要支援者の被災状況を確認しましょう。

○避難支援の方法

- ◆ 無理はせずに自らの安全を確認できた場合、「避難行動要支援者名簿」を活用して、以下のような方法で避難支援を行ってください。
 - ★まずは電話で連絡をします。
 - ★電話が不通の場合や応答がない場合などは、訪問して確認します。
 - ★ドアをたたいたり、声を掛けたりします。
 - ★小さな物音や声を聞きもらさないようにします。
- ◆ 要支援者が、家屋等の被災により倒壊等危険な状況にある場合や、自宅にいてことで不安を感じているようならば、要支援者に町会・自治会が定める一時（いっとき）集合場所等に集まるよう促しましょう。

○避難支援は複数で

- ◆ 要支援者の支援は、二次被害を防止する観点から、支援者は単独での行動を避け、なるべく複数人で協力して行いましょう。

○無理をせず手助けを

- ◆ 避難支援の活動の際、すぐに避難させる必要がある場合には、無理をせずに行える範囲で、その避難の手助けをしましょう。
- ◆ 最初に訪問した人数で救助が難しい場合には、近くにいる人に声を掛けるなど人を集めて対応するようにしましょう。ただし、二次被害の危険が懸念される状況下においては、110番、119番に連絡しましょう。また、近くで救出活動中であれば、そこに連絡をとり、要支援者の状況を伝えましょう。

■発災時から避難後の活用方法

○地区防災会議地区本部（地域振興室）への報告

- ◆ なるべく早く地震発生から 72 時間（3日）までに、避難行動要支援者名簿で要支援者の安否等を確認した状況を区域の地域振興室内に設置される地区防災会議地区本部に報告しましょう。

○避難所での要支援者への支援

- ◆ 避難所では高齢者や障害者、乳幼児のいる母親等、支援の必要性が高い人に配慮し、その相談に応じるとともに、そうした人々を必要な支援につなぐ役割が期待されます。

○在宅避難者への支援

- ◆ 要支援者の中には、自宅の被害が軽微であることや心身の状況から集団での避難生活は困難と考え、電気やガス、水道といったライフラインが停止した状態でも在宅や車内等で生活せざるを得ない要支援者もいます。支援が必要な人に必要な情報（福祉サービスや生活必需品の支援等）が行き届いていない状況が考えられることから、在宅等の避難者への支援についても配慮が必要です。



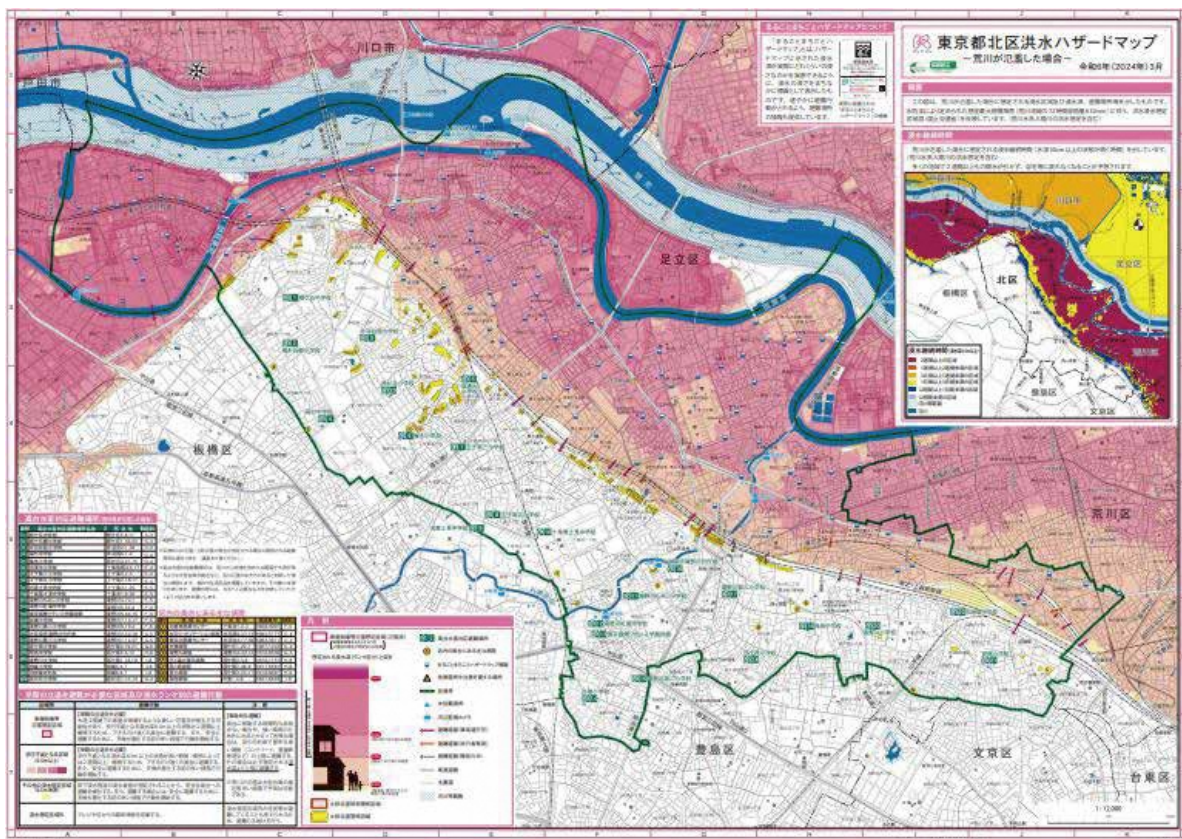
水害時の活用方法

■北区大規模水害避難行動支援計画について

北区は、概ね東側半分が低地部であり、その低地部内に約 20 万人が居住しています。全国で多発する水害の状況を踏まえると、区でも大規模水害が発生するリスクが十分にあります。「東京都北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針」（令和 2 年 3 月）においても、「できるだけ遠くの高台への避難」を基本的な方針として掲げています。しかし、区民の中には自力での高台避難が困難な方が存在します。そこで、この「北区大規模水害避難行動支援計画」（令和 4 年 12 月）では、大規模水害時における要支援者の避難に関して必要な支援等を整理することにより、区民全員が逃げ遅れない「誰ひとり取り残されない避難」を目指していきます。

※北区大規模水害避難行動支援計画は北区HP（下記 URL 参照）からダウンロード可能です。

<https://www.city.kita.tokyo.jp/bosai/bosai/suigai/daikibosuigai/sienkeikaku.html>



荒川氾濫を想定したハザードマップ（令和 6 年 3 月時点）

■避難行動要支援者名簿及び活用の手引き（本書）の位置づけ

北区避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法や北区地域防災計画を踏まえて作成されます。この名簿に登録された「避難行動要支援者」に対して、北区大規模水害避難行動支援計画に基づき個別避難計画の作成を行います。避難行動要支援者名簿活用の手引き（本書）は名簿の活用方法等の具体化を行ったものです。

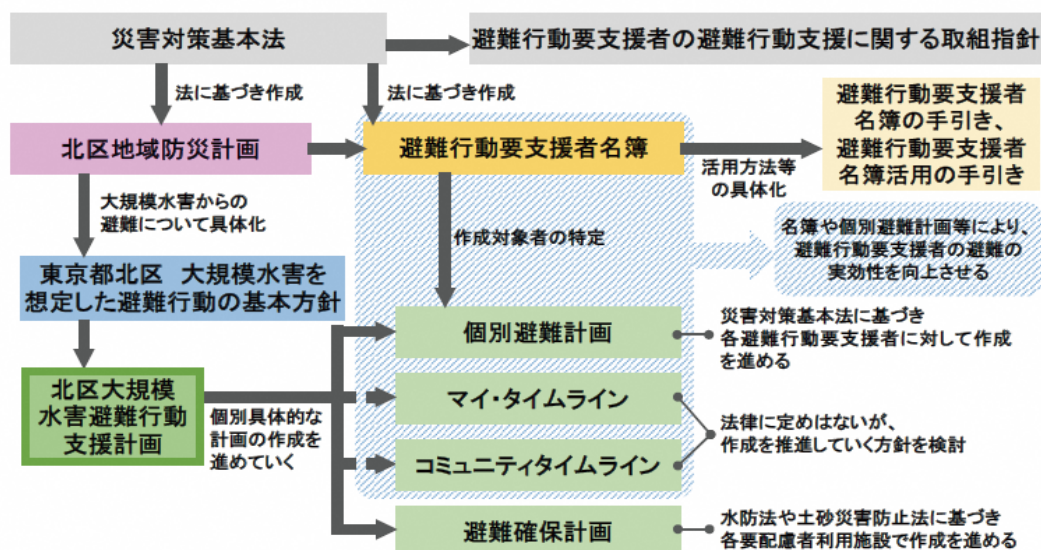


図 北区大規模水害避難行動支援計画および関連計画の位置づけ

■北区大規模水害避難行動支援計画の適用範囲

北区大規模水害避難行動支援計画の適用範囲は、平常時から大規模水害発生後数日～数週間（地域の浸水が概ね引く頃まで）としています。

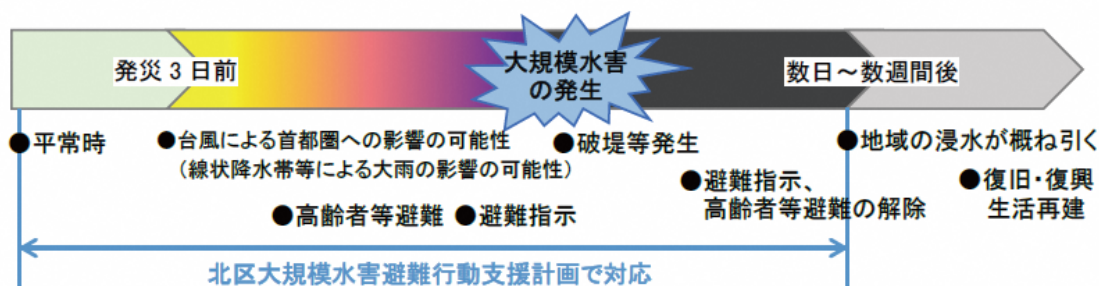


図 北区大規模水害避難行動支援計画の適用範囲

■北区大規模水害避難行動支援計画の対象者

北区大規模水害避難行動支援計画の対象となる、被支援者側と支援者側の考え方は以下のとおりです。

被支援者側

- ①荒川浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者
- ②北区地域防災計画に指定された要配慮者利用施設の入所者

支援者側

- ①避難支援等関係者
- ②避難支援者
- ③要配慮者利用施設の管理者や職員

警察署・消防署

民生委員・児童委員
自主防災組織
高齢者あんしんセンター

避難行動要支援者の親族
福祉・医療サービス提供者等

■個別避難計画の概要

個別避難計画は、避難行動要支援者に対して、「避難の支援、安否の確認その他の要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置」を実施するために作成します。

荒川の浸水想定区域内に居住する全ての名簿登録者について、名簿の情報提供、個別避難計画の作成、個別避難計画の情報提供、これら３点の同意を得た方を個別避難計画作成の対象者としてします。計画作成者は、避難行動要支援者やその家族等と相談しながら、個別避難計画書のひな型に、本人データ、避難支援方針、避難支援者一覧、支援に必要な情報、計画の更新状況を整理します。

図 個別避難計画書

■個別避難計画作成の優先度と作成方針

避難行動要支援者名簿登録者に対して、荒川の浸水有無や、自力での避難可否、避難支援者の有無などから、個別避難計画作成の優先度の考え方を整理しました。基本的には、優先度 A・B を対象に、以下に示す方針で個別避難計画作成を進めます。

表 個別避難計画作成の優先度と作成方針

優先度	特徴	計画作成方針
A	浸水あり・自力避難不可・支援者なし。 以下の区分に該当する。 ・要介護度 4～5 ・障害支援区分5～6 ・愛の手帳 1～2度 ・精神障害者保健福祉手帳 1級	・移動支援の手段について必ず検討する。 ・避難先について、縁故避難等や通常の避難所以外の避難先（福祉避難所や関係している医療機関等）も検討する。
B1	浸水あり・自力避難不可・支援者なし。 以下の区分に該当する。 ・要介護度 3 ・障害者手帳1～3級 ・障害支援区分 4	・自力での移動について検討する。難しい場合は、移動支援の手段について検討する。 ・福祉避難所やその他の避難先（縁故避難やホテルなど）への避難を検討する。
B2	浸水あり・自力避難不可・支援者なし。 AおよびB1に該当しない方。（希望登録者）	・ヒアリング内容によって計画作成方針を決定する。
C	浸水あり・自力避難不可・家族等の支援者あり。	・当面は地域や家族での支援に基づきマイ・タイムラインの作成をもって個別避難計画を代替する。
D	浸水あり・自力避難可能。	

■優先度と個別避難計画の作成担当者

個別避難計画作成者となる可能性のある方は以下のとおりです。優先度 A・B の方は、行政職員や福祉・医療関係者等を中心として個別避難計画の作成を行います。**優先度 C・D の方は、避難支援等関係者や家族を通じた「避難行動要支援者用マイ・タイムライン（事前防災計画）」の作成を基本とします。**（当面は地域や家族の支援に基づき、マイ・タイムラインの作成をもって個別避難計画を代替します。）

表 優先度ごとの計画作成担当者

計画作成者		行政職員	福祉専門職		支援サービス提供者		医療関係者		避難支援等関係者			避難行動要支援者の家族	避難行動要支援者本人
			居宅介護支援事業所 【ケアマネジャー】	相談支援事業所 【相談支援専門員】	介護サービス提供事業者	通所介護事業所	障害福祉サービス提供事業者	訪問看護ステーション	医療関係者	高齢者あんしんセンター	町会・自治会		
優先度	優先度 A	高	中	中	低	低	低	中	低				
	優先度 B	中	高	高	中	中	中	中	低	低			
	優先度 C		低	低	低	低	低			高	中	中	高
	優先度 D									中	高	高	高

【凡例】高・中・低 → 計画の作成者となりうる可能性を示す

■コミュニティ・タイムライン

大規模水害からの効率的な早期避難を実現するため、地域の特性やつながりを活かした地域単位のタイムライン（避難行動計画）を作成しています。その地域独自の動きや課題等の共通認識を持つことにより、避難の実現性を高めていきます。

対象は荒川氾濫想定区域にあたる11地区となり、令和6年度末現在、堀船・豊島・浮間・神谷・赤羽北の5地区で作成済みです。今後、令和9年度末までに王子・東十条・赤羽・志茂・昭和町・東田端の6地区で作成を予定しています。

※作成したコミュニティ・タイムラインは北区 HP（下記 URL）に掲載しています。
<https://www.city.kita.tokyo.jp/bosaikiki/bosai/suigai/communitytimeline.html>

■平常時の活用方法

○ハザードマップを用いた災害リスクの確認

- ◆ 地域の災害リスクについて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等が記載されているハザードマップを参照して、事前に確認しておきましょう。
- ◆ 日頃から、見守りや個別訪問をする機会があれば、要支援者宅の災害リスクについて、ハザードマップ等を活用して、本人と一緒に確認しておきましょう。

○避難計画について要支援者と一緒に考えましょう

- ◆ ハザードマップ等で危険なエリアに住んでいることが確認できたら、具体的な避難行動の計画を要支援者と一緒に考えましょう。事前に避難する場所・避難するタイミング・自力で避難が難しい場合は支援可能な親族等の連絡先を決めておくことが大切です。
- ◆ 高台水害対応避難場所などの避難施設は大変混雑し、決して快適な環境とは言えません。できれば、早期に安全な知人・親族宅（縁故避難先）やホテル等に避難する分散避難について検討しておきましょう。
- ◆ 区ではマイ・タイムライン作成講座を毎年開催しています。要支援者向けに個別避難計画の代替となるマイ・タイムライン作成講座の開催も予定していますのでぜひ活用してください。
- ◆ 避難のタイミングは気象情報や区からの避難情報をもとに、風雨が強くなる前に避難することを考えましょう。

避難支援等関係者ごとの名簿活用方針（平常時）

平常時の活用方針	避難支援等関係者				
	警察署	消防署	自治会・ 自主防災組 織（町会）	民生委員・ 児童委員	高齢者 あんしん センター
地域の要支援者の把握	○	○	○	○	○
顔の見える関係づくり			○	○	○
ハザードマップを用いた災害リスクの確認			○	○	○
大規模水害時の避難について事前の話し合い			○	○	○
避難時に持っていく物等の準備を促進			○	○	○
避難計画（個別避難計画やマイ・タイムライン）の作成について周知・協力			○	○	○
地域の防災訓練への参加の呼び掛け			○	○	○

避難情報及び気象情報の入手方法

北区防災ポータル: 避難情報発令や避難所の開設、混雑状況等を確認できます。また、防災気象情報、公共交通機関の運行状況、停電・断水等の状況や防災行政無線の内容も確認できます。

131言語に対応しています。

北区防災ポータル URL: <https://bosaiportal.city.kita.tokyo.jp/>



北区防災ポータル

北区防災アプリ: スマートフォンなどにダウンロードすることで北区防災ポータルとほぼ同様の情報を確認できるとともに、プッシュ通知により緊急情報をリアルタイムで確認できます。
4か国語（日本語、英語、中国語、韓国語に対応しています。）



北区防災アプリ【iPhone】 【Android】

北区メールマガジン: 北区が発令する避難指示や、防災情報・気象情報などを電子メールまたはLINEで受け取ることができます。

北区防災行政無線: 区内に設置している防災行政無線スピーカーから災害に関する情報を放送します。聞こえにくかった場合は、北区防災ポータルや北区防災アプリで文字情報を確認できるほか、「自動電話応答サービス」でも内容を確認できます。TEL0120(061)724

緊急速報メール: 災害時の情報を国や区からお知らせします。災害時に北区エリア内にある該当携帯電話で自動受信できます。

※ドコモ・au・ソフトバンク・楽天等でご契約の方のみ受信可能です。

■発災のおそれ～発災時の活用方法

○災害時名簿の受領

- ◆ 災害時の名簿は、災害対策基本法の規定により、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき」に、避難支援等関係者に提供されます。

○気象情報や避難情報の伝達

- ◆ 区は、北区防災ポータルや北区防災アプリ、北区メールマガジン、北区公式SNS（X、Facebook、LINE）への情報掲載、防災気象情報サイト、防災行政無線による放送、緊急速報メール（エリアメール）等の様々な手段により、防災情報等を伝達します。様々な特性を持つ要支援者へ情報伝達を図るためには、音声による伝達、視覚による伝達、やさしい日本語や多言語に対応した伝達など、多様な手段や方法の活用を推進します。避難支援等関係者、避難支援者、要配慮者利用施設の管理者等は、災害発生が想定される場合は、上記のような様々な手段を用いて、積極的な情報収集を行い、要支援者や自身の避難行動に役立てます。また、要支援者自身やその家族においても、自身が使える情報収集の手段を確認しておき、災害発生が予想される際には、可能な限り積極的な情報収集に努めます。

○声掛けにより避難を促す

- ◆ 大規模な水害の発生が想定される場合は区から前もって避難の呼び掛け等があるので、その情報を受けたら、まずは電話等により「ご自身もしくはご自身の家族の協力で避難する」よう呼び掛けるとともに、困難な場合は地域での避難支援を検討しましょう。また、区から水害対応避難場所開設の情報を得たら、なるべく早期で避難するよう促してください。

○支援ニーズを確認する

- ◆ 避難先にて、周囲に要支援者と思われる方がいたら、声掛け、支援ニーズの把握等を積極的に実施します。

○可能な範囲で避難先における安否・避難状況の確認

- ◆ 受領した災害時の名簿を利用して避難場所における要支援者の安否・避難状況の確認を可能な範囲で行います。



○支援者自身の安全確保

- ◆ 要支援者の安全を確保することはとても重要ですが、同じように支援者自身やご家族の安全を確保することも重要です。区から警戒レベル3（高齢者等避難）が発令されたら支援者自身も避難の準備を開始して、遅くても警戒レベル4（避難指示）の発令の際には支援者自身も避難をするようにしましょう。

○要支援者の避難に車を使用する場合

- ◆ 避難情報が発令されると、主要道路等が渋滞することが予想されます。要支援者の避難に車を使用する場合は、なるべく早めに行うようにしましょう。

○避難先での見守り

- ◆ 要支援者と一緒に避難し、避難所等とともに一時滞在する避難支援等関係者は、可能な限り心身のケアを行います。

避難支援等関係者ごとの名簿活用方針（大規模水害発生のおそれ～大規模水害時）

大規模水害発生のおそれ ～ 大規模水害時の活用方針	避難支援等関係者				
	警察署	消防署	自主防災組織 (町会・自治会)	民生委員・ 児童委員	高齢者 あんしん センター
災害時名簿の受領	○	○	○	○	○
気象情報や避難情報の伝達			○	○	○
声掛けにより避難を促す	○	○	○	○	○
支援ニーズを確認する			○	○	○
可能な範囲で避難先における安否・避難状況の確認			○	○	○
避難先での見守り			○	○	○

避難支援の際の服装や持ち物・避難時の持ち物

■避難支援の際の服装や持ち物

【服装】

- 長袖、長ズボン（ケガ予防のため）
- 厚底の靴（ガラス片、釘などの対策）
- 厚手の靴下
- 帽子、又はヘルメット
- 軍手、又は手袋



【持ち物】

- 避難行動要支援者名簿
- 避難行動要支援者名簿の手引き
- 筆記用具
- 民生委員証（民生・児童委員の方のみ）
- その他（タオル、飲料水、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、救急絆創膏、携帯ラジオ、電池、懐中電灯、携帯電話、小銭等）

■避難時の持ち物

避難するときに持ち出すものを、自分が持てる重さで用意します。玄関近くや寝室、車のトランク等に置き、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

非常持出品

- ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯ラジオ ☐ 乾電池 ☐ 身分証（免許証・保険証） ☐ 現金
- ☐ おくすり手帳 ☐ 通帳・印鑑 ☐ かかりつけ医等の連絡先

生活用品

- ☐ ティッシュ・新聞紙 ☐ 歯みがきセット ☐ ビニール袋 ☐ 衣類 ☐ 雨具
- ☐ タオル ☐ 生理用品 ☐ おむつ ☐ マスク

応急薬品

- ☐ 消毒薬 ☐ 常備薬 ☐ 鎮痛剤・解熱剤 ☐ ばんそうこう ☐ 目薬 ☐ 包帯

非常食品

- ☐ ドライフーズ ☐ 栄養補助食品 ☐ カンパン・缶詰 ☐ 粉ミルク ☐ 離乳食
- ☐ レトルト食品 ☐ 飲料水

その他

- ☐ 軍手 ☐ ヘルメット・帽子 ☐ ライター ☐ ラップ ☐ 使い捨ての食器・はし
- ☐ 携帯用缶切りナイフ ☐ モバイルバッテリー

※上記は例です。その他にも個人で非常時、必要なものがあれば備えてください。

関係機関の連絡先

名称	所在地	電話番号
北区役所	王子本町 1-15-22	03-3908-1111
危機管理室防災・危機管理課	王子本町 1-15-22 北区役所第一庁舎 2階 13 番	03-3908-8184
福祉部地域福祉課	王子本町 1-2-11 北区役所第二庁舎 3 階	03-3908-9015
王子警察署	王子 3-22-22	03-3911-0110
赤羽警察署	神谷 3-10-1	03-3903-0110
滝野川警察署	西ヶ原 2-4-1	03-3940-0110
王子消防署	王子 4-28-1	03-3927-0119
赤羽消防署	赤羽南 1-10-4	03-3902-0119
滝野川消防署	西ヶ原 2-1-1	03-3916-0119
十条台地域振興室	中十条 1-2-18	03-3908-3521
王子地域振興室	豊島 1-14-12	03-3912-1521
豊島地域振興室	豊島 3-27-22	03-3912-1532
十条地域振興室	十条仲原 1-20-10	03-3908-3532
神谷地域振興室	神谷 3-35-17	03-3901-3505
赤羽西地域振興室	西が丘 1-5-2	03-3900-0049
志茂地域振興室	志茂 1-34-17	03-3901-3178
赤羽地域振興室	赤羽南 1-13-1	03-3901-1412
赤羽北地域振興室	赤羽北 2-25-8-201	03-3907-1800
滝野川西地域振興室	滝野川 6-21-25	03-3916-2246
滝野川東地域振興室	滝野川 1-46-7	03-3910-0131
西ヶ原東地域振興室	西ヶ原 1-23-3	03-3910-0142
昭和町地域振興室	昭和町 3-10-7	03-3893-5417
浮間地域振興室	浮間 2-10-2	03-3960-0047
桐ヶ丘地域振興室	桐ヶ丘 2-7-22	03-3907-2427
田端地域振興室	田端 3-16-2	03-3828-5560
東十条地域振興室	東十条 3-2-14	03-3912-8992
堀船地域振興室	堀船 2-16-11	03-3912-3531
東田端地域振興室	東田端 1-12-14	03-3800-6772

避難所、避難場所について

令和 6 年 5 月現在

■震災時の避難所

災害後、家屋倒壊等により、自宅では生活できない被災者が一定期間生活する場所です。また同時に情報連絡・飲食料の配給等地域の支援活動拠点ともなります。北区では、主に学校施設や閉校施設を避難所に指定しています。

名称	所在地
王子小学校	王子 2-7-1
王子第一小学校	王子 5-14-18
王子第二小学校	王子本町 2-2-5
王子第三小学校	上十条 5-2-3
王子第五小学校	上十条 2-18-17
豊川小学校	豊島 3-10-23
堀船小学校	堀船 2-11-9
柳田小学校	豊島 2-11-20
東十条小学校	東十条 3-14-23
としま若葉小学校	豊島 5-3-30
十条小学校	中十条 3-1-6
赤羽小学校	赤羽 1-24-6
岩淵小学校	岩淵町 6-6
なでしこ小学校	志茂 1-34-17
第四岩淵小学校	赤羽 3-24-23
梅木小学校	西が丘 2-21-15
桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘 1-10-23
袋小学校	赤羽北 2-15-3
八幡小学校	赤羽台 3-18-5
浮間小学校	浮間 3-4-27
西浮間小学校	浮間 2-7-1
赤羽台西小学校	赤羽台 2-1-34
西が丘小学校	西が丘 1-12-14
滝野川小学校	西ヶ原 1-18-10
滝野川第二小学校	滝野川 6-19-4
滝野川第三小学校	滝野川 1-12-27
滝野川第四小学校	東田端 2-5-23
滝野川第五小学校	昭和町 3-3-12
西ヶ原小学校	西ヶ原 4-19-21
谷端小学校	滝野川 7-12-17

名称	所在地
田端小学校	田端 5-4-1
滝野川もみじ小学校	滝野川 3-72-1
王子桜中学校	王子 2-7-1
十条富士見中学校	十条台 1-9-33
明桜中学校	王子 6-3-23
堀船中学校（仮移転中）	王子 5-2-8
稲付中学校	赤羽西 6-1-4
赤羽岩淵中学校	赤羽 2-6-18
浮間中学校	浮間 4-29-32
桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘 2-6-11
田端中学校	田端 4-17-1
滝野川紅葉中学校	滝野川 5-55-8
飛鳥中学校	西ヶ原 3-5-12
都の北学園	神谷 2-30-1
志茂子ども交流館	志茂 5-18-3
ココキタ 豊島北コミュニティアリーナ	豊島 5-3-13
旧富士見中学校	上十条 3-1-25
新町コミュニティアリーナ	田端新町 2-27-17
北区役所滝野川分庁舎	滝野川 2-52-10
旧西浮間小学校	浮間 4-29-30
東京国際フランス学園 別館	滝野川 5-44-15
旧清至中学校	王子 6-7-3
旧田端中学校	田端 6-9-1
旧十条台小学校	中十条 1-5-6
旧清水小学校	十条仲原 4-5-17
旧稲田小学校	赤羽南 2-23-24

■震災時の避難場所

火災が迫り、自宅や事業所、地域にすることが危険な場合に避難する場所で、主に公園、緑地、広場、集合住宅及び学校等のオープンスペースで、東京都が指定した場所のことをいいます。避難場所は、地震火災から住民の生命を守るため、火災が鎮火するまで待つ場所です。具体的な場所については北区防災地図等でご確認ください。

避難場所名	割当町丁名
染井墓地、駒込中学校一帯	西ケ原 4 丁目
荒川河川敷一帯	岩淵町、志茂 2～5 丁目、赤羽 1～3 丁目
桐ヶ丘、赤羽台、西が丘地区	桐ヶ丘 1～2 丁目、上十条 5 丁目、西が丘 1～3 丁目、赤羽西 1～6 丁目、赤羽台 1～4 丁目、赤羽北 3 丁目
豊島五丁目団地一帯	豊島 4～6 丁目
王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	王子 1 丁目の一部、王子 2～4、6 丁目、豊島 1～3 丁目、7 丁目の一部
都立尾久の原公園一帯	田端新町 1～3 丁目
北区防災センター・旧古河庭園一帯	上中里 1 丁目、西ケ原 1 丁目、2～3 丁目の各一部、中里 1～3 丁目、田端 1～6 丁目、東田端 1～2 丁目
都営滝野川三丁目団地一帯	滝野川 3～7 丁目、1～2 丁目の各一部
十条台・北区中央公園一帯	王子本町 1～3 丁目、岸町 1～2 丁目、十条台 1 丁目、上十条 1 丁目、中十条 1～3 丁目
浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	浮間 2 丁目
東京家政大学・加賀中学校一帯	十条台 2 丁目、十条仲原 1 丁目、上十条 2～4 丁目
王子五丁目団地一帯	王子 5 丁目の一部、神谷 1 丁目の一部、東十条 1～4 丁目
飛鳥山公園	王子 1 丁目の一部、西ケ原 2～3 丁目の各一部、滝野川 1～2 丁目の各一部
北運動公園一帯	志茂 1 丁目、神谷 2～3 丁目、赤羽南 1～2 丁目、東十条 5～6 丁目
清水坂公園一帯	十条仲原 2～4 丁目、中十条 4 丁目
新河岸東公園一帯	浮間 4～5 丁目
東京成徳学園・神谷堀公園一帯	王子 5 丁目の一部、神谷 1 丁目の一部、豊島 7 丁目の一部、8 丁目
堀船地区一帯	堀船 1～4 丁目、昭和町 1～3 丁目、上中里 2～3 丁目、栄町
赤羽北地区一帯	赤羽北 1 丁目の一部、2 丁目
浮間一丁目地区	赤羽北 1 丁目の一部、浮間 1 丁目
浮間小学校・浮間三丁目団地地区	浮間 3 丁目

■水害時の避難場所

名称	所在地	高台水害対応避難場所 (荒川氾濫を含めた大規模水害を想定)	水害対応避難場所 (石神井川氾濫及び土砂災害を想定)
王子第三小学校	上十条 5-2-3	○	
王子第五小学校	上十条 2-18-17	○	
梅木小学校	西が丘 2-21-15	○	○
桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘 1-10-23	○	
赤羽台西小学校	赤羽台 2-1-34	○	○
旧清水小学校	十条仲原 4-5-17	○	○
滝野川小学校	西ヶ原 1-18-10	○	
滝野川第二小学校	滝野川 6-19-4	○	
滝野川第三小学校	滝野川 1-12-27	○	
西ヶ原小学校	西ヶ原 4-19-21	○	
谷端小学校	滝野川 7-12-17	○	
田端小学校	田端 5-4-1	○	○
滝野川もみじ小学校	滝野川 3-72-1	○	
十条富士見中学校	十条台 1-9-33	福祉避難所（準補完型）	
稲付中学校	赤羽西 6-1-4	福祉避難所（準補完型）	
桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘 2-6-11	○	○
滝野川紅葉中学校	滝野川 5-55-8	福祉避難所（準補完型）	○
飛鳥中学校	西ヶ原 3-5-12	○	
旧富士見中学校	上十条 3-1-25	○	
北区役所滝野川分庁舎	滝野川 2-52-10	○	
東京国際フランス学園 別館	滝野川 5-44-15	○	
旧田端中学校	田端 6-9-1	○	
西が丘小学校	西が丘 1-12-14	○	
田端中学校	田端 4-17-1	福祉避難所（準補完型）	
堀船小学校	堀船 2-11-9		○
明桜中学校	王子 6-3-23		○
第四岩淵小学校	赤羽 3-24-23		○
袋小学校	赤羽北 2-15-3		○
十条台ふれあい館	中十条 1-2-18		○
北区防災センター	西ヶ原 2-1-6		○
		主に大型台風の接近時に開設します。	主に集中豪雨や線状降水帯などの長雨の際に開設します。

※福祉避難所（準補完型）は要配慮者利用施設利用者並びに避難行動要支援者の受入れを優先します。

用語集

避難行動要支援者

災害対策基本法第 49 条の 10 において、「要配慮者（災害時要援護者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定義されている。

要配慮者

災害対策基本法第 8 条 2 の 15 において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。

一時（いっとき）集合場所

大地震発生時、近隣居住者の安否確認、まちの安全確認を行う一時的な集合場所のことをいいます。火災の危険が迫っている場合は、自主防災組織（主に町会・自治会）のリーダーを中心に、避難場所へ集団避難します。いっとき集合場所の具体的な場所は、北区防災地図をご覧ください。

高台水害対応避難場所（荒川の氾濫を想定）

荒川の上流域を含めた広範囲で大雨が降るような大型台風の接近など、荒川氾濫のおそれがあると判断した場合に開設します。浸水期間が長時間にわたることや、台風の接近などは前もって予測が可能なことから、浸水の危険の少ないエリアだけに避難場所を開設します。また、避難時には石神井川の氾濫や土砂災害等他の災害が同時に発生する可能性があるため、注意が必要です。

水害対応避難場所（石神井川の氾濫/土砂災害（がけ崩れ）を想定）

石神井川の氾濫や土砂災害の発生が予想される場合に開設します。浸水する時間が比較的短い見込みであること、集中豪雨などは、前もっての予測が困難なこと、被害が想定される区域が限定的であることから、被害の発生が懸念される場所の付近に避難場所を開設します。避難時には強い雨が降っている可能性があるため注意が必要です。

緊急医療救護所

大きな災害が起きたとき、必要に応じて、病院の近くに置かれる救護所。軽症者の治療や、重傷者を病院に送る判断をします。北区では以下の 5 病院が指定されています。

東京北医療センター、花と森の東京病院、明理会中央総合病院、赤羽中央総合病院、王子生協病院

マイ・タイムライン（我が家の避難行動計画）

水害・土砂災害が発生するおそれがあるときに、あわてることがないように命を守るための防災行動をあらかじめ決めておく計画のことです。一人ひとり家族構成やお住まいに合わせて、作成することが大切です。

コミュニティ・タイムライン（地域の避難行動計画）

コミュニティ・タイムラインは地域の特性やつながりを活かし、自主防災組織（町会・自治会）の防災行動の目安をまとめたものです。地域単位で共通認識を持ち、避難計画を立てることにより、早期避難の実現性を高めます。

避難支援等関係者

北区では、自主防災組織（町会・自治会）、民生・児童委員、警察署、消防署、高齢者あんしんセンターを避難支援等関係者としています。



Q&A

Q 避難行動要支援者名簿はどこまで情報を共有してもいいのでしょうか。

A 平常時において、町会・自治会代表及び町会・自治会関係者には情報提供は可能です。しかし名簿自体は複製を禁止していますので必要最低限の情報を抜粋して共有をお願いいたします。また、共有する際は情報を厳重に管理するようお願いください。

Q 要支援者の方がオートロックのマンション及びアパート等にお住まいのため、平時の顔の見える関係づくりや災害時に支援ができないのですがどうすればよいのでしょうか。

A オートロックのマンションやアパートの場合、要支援者の方々の見回りをするのは難しいため、マンション及びアパートの管理人(管理会社及び管理組合)に協力をしていただき、一緒に訪ねる、もしくは情報を伝え、支援の協力をしてもらおうという方法が考えられます。

Q ハザードマップや防災地図はどこで配布していますか。

A 東京都北区洪水ハザードマップ

- ・北区役所第一庁舎(1階区政資料室、3階16番道路公園課公園河川係)
- ・各区民事務所※
- ・荒川知水資料館

北区土砂災害ハザードマップ

- ・北区役所第一庁舎(1階区政資料室、2階13番防災・危機管理課)
- ・北区防災センター(地震の科学館)
- ・各地域振興室※
- ・各区民事務所※

北区防災地図

- ・北区役所第一庁舎(1階区政資料室、2階13番防災・危機管理課、3階広報課)
- ・各区民事務所※
- ・各地域振興室※

※設置数に限りがあるため、区民事務所・地域振興室によっては在庫が不足している場合がございます。

※各種ハザードマップや防災地図は、北区防災ポータルや北区防災アプリでもご覧いただけます。

Q 避難行動要支援者名簿に登録を希望する方がいます。申請書はどこでもらえますか。

A ・北区役所各窓口
(地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課、防災・危機管理課)
・障害福祉課赤羽障害相談係(赤羽会館)
・障害者福祉センター(中十条 1-2-18)
・各高齢者あんしんセンター
・各地域振興室

※設置数に限りがあるため、在庫が不足している場合がございます。

その場合は、地域福祉課(03-3908-1295)までお問合せください。

避難行動要支援者名簿 活用の手引き

刊行物登録番号 6-1-091

発行年月日 令和 7(2025)年 1 月 15 日
発行 東京都北区危機管理室防災・危機管理課
〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22
電話 03-3908-8184 防災・危機管理課